

- ・生産緑地の土地の所有権の変更や、抵当権等の設定、解除、また主たる従事者の変更があった場合に必要な書類です。
- ・変更のあった土地1筆につき1枚の変更ごとの届出が必要です。

年 月 日

(あて先)
枚方市長

所有者全員

届出者住所
(所有者)

氏名

・変更のあった土地の表示を記入してください。

生産緑地の所有権等の変更について

標題の件について、下記のとおり届け出ます。

記

・変更のあった年月日を記入し
その理由を囲んでください。

1. 物件の表示

所在	在	地番	地目	地積(m ²)
大垣内町二丁目	100-1	田	400	

2. 変更事項及び変更理由 (当該事項欄の□にレ点を記入してください。)

所有权に関する事項

変更理由 2022年12月16日 (相続) 売買・その他()

区分	住 所	氏 名
旧 所有者	枚方市大垣内町二丁目1番20号	枚方 太郎
新 所有者	枚方市大垣内町二丁目1番20号	枚方 次郎

※所有者が複数の場合、裏面へ記載してください。

所有权以外の権利に関する事項

設定・解除・継承 年月日 年 月 日

権利区分	権利者住所	権利者氏名
旧		
新		

※設定の場合は、権利区分「新」の欄、解除の場合は、権利区分「旧」の欄に記載してください。

主たる従事者に関する事項

変更理由 (死) 故障・その他()

区分	住 所	氏 名
旧 主たる従事者	枚方市大垣内町二丁目1番20号	枚方 次郎
新 主たる従事者	枚方市大垣内町二丁目1番20号	枚方 次郎

4. 添付書類 (各1部)

付近見取図、登記事項証明書(主たる従事者変更のみの場合は不要)、

相続関係書類一式(主たる従事者変更のみの場合、または相続による所有権移転登記済の場合は不要)

①相続関係説明図

②遺産分割協議書(以下写し)、相続人全員の印鑑証明書、被相続人の前戸主の改製原戸籍、

被相続人の戸籍か除籍、相続人全員の戸籍、相続人全員の住所証明書(戸籍の附票など)

【添付図書】(各1部)

(1) 申請書

(2) 位置図 1/2500 ※本市で発行可能

(3) 登記事項証明書(3ヶ月以内発行のもの。写し可。必要に応じ、原本照合を行う。・住所相違の場合は住所表示変更証明書など沿革がわかる書類が必要です。)

(4) 相続関係書類一式(相続による所有権移転登記済の場合は不要です。)

① 相続関係説明図

② 遺産分割協議書(以下写してよい)

相続人全員の印鑑証明書、被相続人の前戸主の改製原戸籍、被相続人の戸籍か除籍、

相続人全員の戸籍、相続人全員の住所証明書(住民票、戸籍の附票など)

(5) その他必要と認める書類